

精神保健福祉資料

平成 26 年度 6 月 30 日調査の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所



障精発1007第1号

平成26年10月7日

各
〔
都道府県
指定都市
〕

精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



平成26年度精神保健福祉資料の作成について(依頼)

標記について、業務の参考としたいので、別添作業要領を参考の上、平成27年1月7日（水）までに報告願います。

なお、追加調査資料につきましては、平成26年11月14日（金）までに報告願います。

平成 26 年度精神保健福祉資料調査作業要領

1. 調査の目的

この調査は、精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態等を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的とし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年 6 月 30 日付けで実施しているものです。

2. 今年度の主な変更点

今年度の調査より別添 2 の表 3「平成 26 年度調査項目の主な変更点」のとおり個票を修正。

3. 調査票作成の手引き

- (1) 調査票は、提出書類件数報告及び個票から構成されます（別添 1）。
※一部の個票については、電子調査票が利用できます。（精神科病院のみ）。詳細につきましては「電子調査票利用案内」をご覧ください。
- (2) 調査票の変更箇所については別添 2（表 1 及び表 2）を参照してください。
- (3) 回答方法は、「該当するものの選択（○印をつける）」若しくは「数値の記入」によります。
- (4) 個票 1～16 は精神科病院、個票 17～20 は精神科診療所等、個票 23 及び 24 は各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管課に記入をお願いするものです。
- (5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「精神・障害保健課」という。）に個票を送付する際は、必ず提出書類件数報告に、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入の上、送付してください。
- (6) 医療機関等コード一覧（「精神科病院」、「精神科診療所等」の 2 種）は、所定の様式（別添 4）を用いて作成してください。
- (7) 都道府県・市コードは、都道府県・指定都市コード（別添 3）をもとに記入してください。
- (8) 医療機関等コード一覧
 - ア 医療機関等コード番号について
「精神科病院」、「精神科診療所等」のそれぞれにコード番号を 1 番から通し番号で付けてください。
平成 25 年度までの調査で、すでに 1 番からの連番を付けている場合で、医療機関等の廃止・統合や市町村合併による欠番がある場合は、新規・既存の病院で埋めずに欠番のままとしてください（別添 4）。
各都道府県・指定都市の担当課内部で使用しているコード番号、3 桁を超えるコード番号、ハイフンなどの記号・アルファベットを含むコード番号、都道府県・指定都市コード番号を連番に冠したコード番号などは付けしないでください。
 - イ 医療機関等名について
大学附属病院は、大学名から記載してください（○○大学△△△附属□□病院）。また大学名を略名で記載しないでください。
独立行政法人国立病院機構の病院については「独立○○病院」と記載してください。

都道府県立医療機関等、その他の公立医療機関等は「〇〇県立△△△病院」「〇〇市立△△△病院」のように、自治体名を冠して記載してください。法人医療機関等の法人名（〇〇法人△△会など）は医療機関等名に冠して記載しないでください（同じ都道府県・指定都市の中で同名の医療機関等を有する場合のみ、医療機関等名に続けて括弧書きで法人名を記載してください）。

ウ 変更状況欄について

新規開設・病院廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況を記載し、医療機関等名が変更の場合は変更前の医療機関等名も「旧△△△病院」などと記載してください。

送付いただいた一覧表は、平成26年度データの確定作業に使用しますが、それ以外の目的には使用しません。また、データが確定した後は、電子化されたデータには個別の医療機関等名は残りません。

- (9) 調査につきまして、ご不明の点がありましたら下記の連絡先へメールにてお問い合わせください。

※メールの件名は【630 調査質問事項（都道府県等名）】としてください。

連絡先 : seishiniryoyou26@mhlw.go.jp

4. 調査データの扱い

- (1) 各都道府県・指定都市から送付された個票等は、精神・障害保健課にて受領の確認を行ったあと、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所にて分析を行います。
- (2) 本調査の結果は、精神・障害保健課の業務に役立てるほか、厚生労働科学研究に基づく報告書等、精神・障害保健課の承認した分析・報告等に活用します。また、各都道府県・指定都市は、それぞれの地域の集計データを作成し、精神保健福祉施策推進のための資料とすることができます。
- (3) 本調査の個票等は、データが確定した段階で処分します。また所要の手続きによらない個別データの公開は行いません。
- (4) 調査結果は、「精神保健福祉資料」として各都道府県・指定都市に送付するとともに、「精神保健医療福祉の改革研究ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html>)」において公表します。「精神保健福祉資料」のデータに修正があった場合にも、このページに掲載しますので、データを使用されるときは必ずご確認ください。

5. 今後の作業予定

平成26年9月下旬までに精神科病院等へ調査を依頼。

平成26年12月中旬までに調査票の回収を終了。

平成27年1月末までに入力作業とデータの確認・問い合わせを完了。

平成27年3月末までにデータの集計を完了。

平成27年7月末までに各都道府県・指定都市に「精神保健福祉資料」を送付。

※ 調査票の回収等が著しく遅れた場合は空欄で公表することも考えますので、ご協力をお願いいたします。

【個票送付先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課精神医療係

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線3058）

26年度
提出書類件数報告

都道府県・市コード

下記の各項目については、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入すること。

個票1	「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」を配布した病院の数 精神科病院の数(回収数) ①	
-----	--	--

個票1	大学附属病院	
	上記以外の総合病院	
	上記以外の病院	
	合計 ②	

個票1	単科精神科病院	
	単科精神科病院以外	
	合計 ③	

個票1	国立病院	
	都道府県立病院、政令市立病院	
	その他の公立病院	
	医療法人病院	
	個人病院	
	その他の法人病院	
合計 ④		

※精神科病院の数(回収数)①と合計②、合計③、合計④は同数となる。

個票1	指定病院数	
-----	-------	--

個票1	応急入院指定病院数	
-----	-----------	--

個票1	認知症疾患医療センター・老人性認知症疾患センター設置病院数	
-----	-------------------------------	--

個票1	「病院内で」精神科訪問看護を実施している精神科病院の数 (「同一法人内の訪問看護ステーション等で」のみ実施の病院は除く。)	
-----	--	--

個票2~4	認知症疾患治療病棟入院料1または2の届出が1病棟以上の病院数	
-------	--------------------------------	--

個票7	精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院の数	
-----	-------------------------	--

個票13	平成25年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数	
------	---------------------------	--

個票13	平成26年6月1日の残留患者が1人以上の病院数	
------	-------------------------	--

個票A・B	医療観察法指定入院医療機関の数	
-------	-----------------	--

個票17	「個票17 精神科診療所等の状況」を配布した診療所等の数 精神科診療所等の数(回収数)	
------	--	--

個票18	精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数	
------	---------------------------	--

個票20	精神科訪問看護を実施している精神科診療所等の数	
------	-------------------------	--

各々の個票の枚数を記入すること。

個票1	精神科病院の施設・従事者の状況	枚
個票2	各精神病棟の状況	枚
個票3	各精神病棟の状況(個票2の続き)	枚
個票4	各精神病棟の状況(個票3の続き)	枚
個票5	認知症治療病棟の状況	枚
個票6	応急入院患者の状況	枚
個票7	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	枚
個票8	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票9	精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	枚

個票10	精神科病院在院患者の処遇	枚
個票11	精神科病院在院患者の状況	枚
個票12	在院期間・年齢別の在院患者数	枚
個票13	精神科病院の外来・入院状況	枚
個票14	精神科病院平成25年6月入院患者の状況	枚
個票15	平成26年6月1日残留患者の状況	枚
個票16	平成26年6月退院患者の状況	枚
個票A	年齢・性・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況	枚
個票B	在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数	枚

個票17	精神科診療所等の状況	枚
個票18	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	枚
個票19	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票20	精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	枚
個票23	精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	枚
個票24	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	枚

※下記の注意事項を必ず確認すること。

- ・個票1、個票2、個票10、個票11、個票12、個票13、個票16の枚数は、精神科病院数と一致すること。
- ・個票5の枚数は、個票2~4で認知症疾患治療病棟入院料1または2の届出が1病棟以上の病院数と一致すること。
- ・個票6の枚数は、個票1で応急入院指定病院数と一致すること。
- ・個票7、個票8の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院の数と一致すること。
- ・個票9の枚数は、個票1で「病院内で」精神科訪問看護を実施している精神科病院の数と一致すること。
- ・個票14の枚数は、個票13で平成25年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票15の枚数は、個票13で平成26年6月1日の残留患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票A、個票Bの枚数は、医療観察法指定入院医療機関の数と一致すること。
- ・個票18、個票19の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数と一致すること。
- ・個票20の枚数は、精神科訪問看護を実施している精神科診療所等の数と一致すること。

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

病院区分①	[いずれか1つに○印]
1. 大学附属病院	国立大学法人を含む
2. 上記以外の総合病院	内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院 (医師 16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)
3. 上記以外の病院	

病院区分②	[いずれか1つに○印]
1. 単科精神科病院	病床がすべて精神病床である病院
2. 単科精神科病院以外	

病院区分③	[いずれか1つに○印]
1. 国立病院	(独立行政法人を含み、国立大学法人は含まない)
2. 都道府県立病院、政令市立病院	
3. その他の公立病院	
4. 医療法人病院	
5. 個人病院	
6. その他の法人病院	[財団法人等] (国公立大学法人、公立大学の附属病院を含む)

一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人が設置する病院を含む。これらの加入者・設立者に、都道府県・政令市を含む場合は2、都道府県・政令市以外の場合のみは3を選択。ただし公立大学法人は含まない。

病院区分④	[各項目、それぞれ1つずつ○印]
指定病院 (精神保健福祉法第19条の8)	1. 該当 2. 非該当
指定病院は指定病床数を記入。	指定病床: 床
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の4)	1. 該当 2. 非該当
特定病院 (精神保健福祉法第22条の4)	1. 該当 2. 非該当
精神科救急医療体制整備事業への参画	1. あり 2. なし
認知症疾患医療センター ・老人性認知症疾患センター	1. 設置あり 2. 設置なし
精神科訪問看護の実施 ※指示書の作成ではなく、サービスの提供について選択する。 ※1と2に限り、両方選択可。	1. 病院内で実施 2. 同一法人内の訪問看護ステーション等で実施 3. 実施なし

精神科以外を含む全病床数	床
--------------	---

病院所在地の郵便番号	—
------------	---

大ロ事業所の個別番号でなく、「所在町域・字の番号」を記載。
〔例〕厚生労働省(東京都千代田区霞が関) × 100-8916 ○ 100-0013

実際に患者の訪問看護を依頼している、同一法人内のステーション、診療所等がある場合のみ選択。

※病床数に保護室を含む。(平成26年6月30日現在)									
夜間外開放	精神病棟		精神病床数	保護室			施錠できる個室		
	病棟数	うち電話設置		うちモニター装置あり	うちトイレあり	うちモニター装置あり	うちトイレあり		
棟	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
棟	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
棟	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室

「夜間外開放」…→少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
「終日閉鎖」…→原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。
「上記以外」…→病棟の出入りに施錠しないが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟や、精神保健福祉法の適用を受けない矯正施設等の他法による入院施設の病棟、あるいは休床中の病棟。

看護体制の1単位をもって1病棟とする。
医療法にもとづく病床数を記載。
「保護室」…→精神科病院等の建築基準(昭和44年通知)における保護室におおむね合致し、精神運動性興奮等のときに使用する閉鎖的環境の個室。
「施錠できる個室」…→上記以外の、室外から施錠して閉鎖的環境にできる個室。 ※両方に該当する個室は、それぞれにカウントすること。
入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病棟数を記入。病棟には設置していないが代替手段を講じている場合は、電話を設置している病棟数として計上すること。

入院料の精神保健福祉士配置加算を算定する病棟に勤務する精神保健福祉士数を計上。

「常勤」は、精神科の業務に、日に概ね8時間以上、週4日以上勤務を目安とする。
「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

専門病棟の状況 ※該当する病棟数・病床数のみ記入 (平成26年6月30日現在)

アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童思春期		合併症	
病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数
棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール使用による精神及び行動の障害」であるもの。
在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。
在院患者のおおむね50%以上が「アルコール」または「アルコール以外の精神作用物質」で、それぞれ単独では50%に満たないもの。
在院患者のおおむね50%以上が20歳未満であるもの。
身体疾患、精神疾患共に入院治療を必要とする合併症例の受け入れが常時可能であるもの。

従事者数 (平成26年6月30日現在)											
医師						ソーシャルワーカー (社会福祉士を含む)					
		うち 指定医		うち 特定医師		作業療法士				うち	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	精神保健福祉士	入院料の精神保健福祉士配置加算
										常勤	非常勤

臨床心理技術者		看護師		准看護師		看護補助者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

26年度

個票5 認知症治療病棟の状況

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「認知1 認知症治療病棟入院料1」
ないし「認知2 認知症治療病棟入院料2」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成25年6月1ヶ月間(30日間)で、認知症治療病棟に入院(院内からの転棟を含まない)した患者について記入すること。

平成25年6月 1ヶ月間の 入院患者数

認知症治療病棟から他の精神病棟に転棟したが
退院はしていない患者も含むことに注意。

家族と同居あるいは単身に関わらず、施設外で生活するもの。

グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等に退院したもの。

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。												
	平成25年						平成26年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
家庭復帰等													
グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等													
転院・院内転科													
死亡													
合計													

平成26年 6月1日の 残留患者数

平成25年6月1ヶ月間の入院患者数＝各月の合計＋平成26年6月1日の残留患者数となる。

入院患者が身体的疾患により転院または院内転科した場合もカウントする。

平成26年6月1ヶ月間に 院内の他の病棟から 転棟した患者数	平成26年6月1ヶ月間に 院内の他の病棟に 転棟した患者数

26年度

個票6 応急入院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」において、「病院区分④」の「応急入院指定病院」で「1. 該当」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

平成25年4月～平成26年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。
 上記期間中に実績のない場合は、総数合計(i)ならびに計(ii)欄にそれぞれ“0”を記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1 F10 アルコール使用による精神及び行動の障害											
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合計	(i)										

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

上表の「総数合計(i)」と、下表の「計(ii)」が同数となる

下表の、応急入院後の状況については、応急入院を終えた直後の状況を記入								
計	応急入院後の状況							
	自院に継続入院			他の精神科病院の精神病床	一般病床	退院(転院なし)	死亡	不明、その他
	医療保護入院	任意入院	その他入院					
(ii)								

26年度

個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成26年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員	
			うち 平成26年6月 1ヶ月間の 新規利用者	
精神科ショート・ケア				
精神科デイ・ケア				
精神科ナイト・ケア				
精神科 デイ・ナイト・ケア				
重度認知症患者 デイ・ケア				

利用実人員の居住地				
在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

26年度

個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

**「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを
利用した者について、平成26年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
【平成26年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】**

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

26年度

個票9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」において、「病院区分④」の「精神科訪問看護の実施」で「1. 病院内で実施」に○印を付けた施設のみ下表を記入。「2. 同一法人内の訪問看護ステーション等で実施」にも○印を付けた施設は、「1. 病院内で実施」の分のみを計上。

精神科病院が平成26年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合計	(j)										

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

個票13 「平成26年6月1ヶ月間の訪問看護」実人数(j)と一致すること。

26年度
個票10 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)～(E)は、各々「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)～(E)の男女合計、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)～(E)と同数になっていること。

病棟「計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
 在院患者数「合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院(計)」「その他の入院」の計と一致する。
 任意入院「計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

		計	病棟			保護室の 隔離患者数	身体的拘束を 行っている患者数	
			夜間外開放	終日閉鎖	左記以外			
在 院 患 者 数	合計	(A)						
	措置入院	(B)						
	医療保護入院	(C)						
	計	(D)						
	任意入院	個別の 処遇	開放処遇					
			開放処遇を 制限					
			患者の意思による 開放以外の処遇					
その他の入院	(E)							

(平成26年6月30日現在)

「措置入院」
 他都道府県又は指定都市が当該入院措置を採った者も含めて、入院している措置入院患者すべてについて計上する。

「その他の入院」
 精神保健福祉法に基づく緊急措置入院、応急入院、児童福祉法に基づく施設への入院および医療観察法による入院等について計上する。

「夜間外開放」
 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。

「終日閉鎖」
 原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。

「左記以外」
 病棟の出入りに施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけで入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものを計上する。

衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行った患者数を計上する。

「夜間外開放の病棟」にあつて「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者は、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

26年度
個票11 精神科病院在院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(平成26年6月30日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数										入院形態別患者数							
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		措置入院 患者数		医療保護 入院患者数		任意入院 患者数		その他の入院 患者数	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症																			
F01 血管性認知症																			
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																			
F1 F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																			
	覚せい剤による精神及び行動の障害																		
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害																		
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害																			
F3 気分(感情)障害																			
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																			
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																			
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害																			
F7 精神遅滞[知的障害]																			
F8 心理的発達の障害																			
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																			
てんかん(F0に属さないものを計上する)																			
その他																			
合 計	(A)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(B)	(C)	(D)	(E)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(1)～(5)の男女合計は、各々「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)～(5)と同数になっていること。

(A)及び(B)～(E)の男女合計は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)～(E)と同数になっていること。

26年度

個票12 在院期間・年齢別の在院患者数

(A)～(E)は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」の(A)～(E)、「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)及び(B)～(E)男女合計と同数になっていること。また、(1)～(5)は、各々「個票11 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)～(5)男女合計と同数になっていること。

(平成26年6月30日現在)

「障害支援区分/程度認定」
区分1～6のいずれかの認定を受けている患者数を計上。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「要介護認定」
要支援1～2、要介護1～5のいずれかの認定を受けている患者数を計上。

	区分	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計	うち障害支援 区分/程度認定	うち要介護認定
合計	20歳未満									(1)		
	20歳以上40歳未満									(2)		
	40歳以上65歳未満									(3)		
	65歳以上75歳未満									(4)		
	75歳以上									(5)		
	計										(A)	
措置入院	20歳未満											
	20歳以上40歳未満											
	40歳以上65歳未満											
	65歳以上70歳未満											
	70歳以上75歳未満											
	75歳以上											
計										(B)		
医療保護入院	20歳未満											
	20歳以上40歳未満											
	40歳以上65歳未満											
	65歳以上75歳未満											
	75歳以上											
計										(C)		
任意入院	20歳未満											
	20歳以上40歳未満											
	40歳以上65歳未満											
	65歳以上75歳未満											
	75歳以上											
計										(D)		
その他の入院	20歳未満											
	20歳以上40歳未満											
	40歳以上65歳未満											
	65歳以上75歳未満											
	75歳以上											
計										(E)		

注:
過去に入院形態の変更があったとしても、入院が継続している場合は、1回の在院期間として扱い、入院形態の欄には、平成26年6月30日現在の入院形態を記入してください。

(例)

任意入院	医療保護入院
------	--------

医療保護入院の5年以上
10年未満の欄に記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

すべて、精神科の外来件数を記載。 ※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

医療観察法の通院処遇下で通院している対象者も含める。
通院処遇下であっても、精神保健福祉法による入院中の対象者は含めない。

平成26年6月1ヶ月間の 外来受診患者数		平成26年6月1ヶ月間の 訪問診療		平成26年6月1ヶ月間の 往診		平成26年6月1ヶ月間の 訪問看護	
実人数	延べ件数	実人数		実人数	延べ件数	実人数	
		精神科重症者 早期集中支援 管理料を算定	延べ件数			精神科重症者 早期集中支援 管理料を算定	延べ件数
						(ii)	
実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>	

平成26年6月1ヶ月間の
訪問看護従事者数(実人員)

	うち 専任職員数	うち 精神保健 福祉士数

院内の訪問看護に関する独立部門に所属する職員の数

外来受診に引き続いて入院した患者、外来を受診した他科入院中の患者も含める。

診療報酬上「在宅患者訪問診療料」、「在宅時医学総合管理料」、「特定施設入居時等医学総合管理料」を請求した患者について記載。

訪問診療における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者数を計上。

診療報酬上「往診料」を請求した患者について記載。

個票9総数合計(ii)と一致すること。

訪問看護における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者数を計上。

診療報酬上「精神科訪問看護・指導料を請求」した患者について記載。

下表については、平成25年6月1ヶ月間に“新たに”入院した患者についての状況を記入すること。

延べ人数で記載するので、6月中に入院し退院、さらに再度入院した場合は“2”とカウントする。

平成25年6月1ヶ月間の入院患者数	うち平成25年3月～5月の間に入院歴のある患者数
(N)	

他院を含めて精神科に入院していた期間が、3～5月に1日でもある場合に計上。6月中の入院を“2”とカウントされた患者が該当する場合は、同じく“2”とカウントする。

家族と同居あるいは単身に関わらず施設外で生活するもの。

グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等に退院したものの。

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。											
	平成25年					平成26年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等												
転院・院内転科												
死亡												
合計												

平成26年6月1日の
残留患者数
(Z)

平成25年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の退院患者数合計＋平成26年6月1日の残留患者数となる。

入院患者が身体的疾患により転院または院内転科した場合もカウントする。

26年度
 個票14 精神科病院平成25年6月入院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「個票13 精神科病院の外来・入院状況」において、平成25年6月1ヶ月間に新たに入院した患者についての状況を記入すること。

(平成25年6月)

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F00 アルツハイマー病型認知症										
F01 血管性認知症										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害									
	覚せい剤による精神及び行動の障害									
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害									
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害										
F7 精神遅滞[知的障害]										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(N)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(N)は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成25年6月1ヶ月間の入院患者数」の(N)と同数になっていること。

26年度
 個票15 平成26年6月1日残留患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「個票13 精神科病院の外来・入院状況」において平成25年6月に入院し、平成26年6月1日に退院しないままに入院を継続している(残留している)患者についての状況を記入すること。

(平成26年6月1日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F00 アルツハイマー病型認知症										
F01 血管性認知症										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害									
	覚せい剤による精神及び行動の障害									
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害									
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害										
F7 精神遅滞[知的障害]										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(Z)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(Z)は、「個票13 精神科病院の外来・入院状況」の「平成26年6月1日の残留患者数」の(Z)と同数になっていること。

26年度

個票16 平成26年6月退院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成26年6月1ヶ月間に退院した患者についての状況を記入すること。

※入院形態変更は退院に含めない。

疾患名	総数	年齢階級別・在院期間別患者数 ※年齢は退院時										退院時の状況	在院期間別						総数	うち、65歳以上かつ在院期間5年以上
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			3ヶ月未満	3ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上		
		1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上									
F00 アルツハイマー病型認知症																				
F01 血管性認知症																				
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																				
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																			
	覚せい剤による精神及び行動の障害																			
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害																			
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害																				
F3 気分(感情)障害																				
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																				
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																				
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害																				
F7 精神遅滞[知的障害]																				
F8 心理的発達の障害																				
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																				
てんかん(F0に属さないものを計上する)																				
その他																				
合計	[S]	[#1]	(\$1)	[#2]	(\$2)	[#3]	(\$3)	[#4]	(\$4)	[#5]	(\$5)									

退院時の状況	在院期間別						総数	うち、65歳以上かつ在院期間5年以上
	3ヶ月未満	3ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上		
家庭復帰等								
グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等								
高齢者福祉施設								
転院・院内転科								
死亡								
その他								
計	[T]	[U]	(V)	(W)	(X)	(Y)		

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

[S]は、右上の「在院期間別」表の[T]~(Y)の計と同数となっていること。
 [#1][#2][#3][#4][#5]の計は、[T][U]の計と同数となっていること。
 また、(\$1)(\$2)(\$3)(\$4)(\$5)の計は、(V)~(Y)の計と同数となっていること。

26年度

個票A 年齢・性・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「医観法」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(平成26年6月30日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※平成26年6月30日現在の年齢									
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計	(F)	(14)		(15)		(16)		(17)		(18)	

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(F)及び(14)～(18)の男女合計は、各々「個票B 在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数」の(F)及び(14)～(18)と同数になっていること。また、(F)及び(14)～(18)の男女合計は、各々「個票2～4 各精神病棟の状況」で「医観法」に○印を付けた全病棟の、在院患者数(計)及び年齢階級別人数と同数になっていること。

26年度

個票B 在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「医観法」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(平成26年6月30日現在)

区分	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
20歳未満									(14)
20歳以上 40歳未満									(15)
40歳以上 65歳未満									(16)
65歳以上 75歳未満									(17)
75歳以上									(18)
計	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)			(F)

注:
 ・ 転院歴のある対象者の在院期間は、貴院へ転院した日から起算してください。
 ・ 院内の医療観察法病棟間での転棟は通算して算出してください。

(F)及び(14)～(18)は、各々「個票A 年齢・性・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況」の(F)及び(14)～(18)の男女合計と同数になっていること。
 また、(F)、(14)～(18)及び(19)～(24)は、各々「個票2～4 各精神病棟の状況」で「医観法」に○印を付けた全病棟の、在院患者数(計)、年齢階級別人数、及び在院期間別人数と同数になっていること。

個票17 精神科診療所等の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

個票17～20の精神科診療所等は、施設区分1～3のいずれかに該当する医療機関。

施設区分	[いずれか1つに○印]
1. 医療法に基づく標ぼう科目を「精神科」「神経科」としている診療所	
2. 精神病床を有しない病院の「精神科」「神経科」外来	
3. 精神科外来を行っている精神保健福祉センター	

※ただし、特別養護老人ホーム、家裁医務室、企業診療所など、一般住民を対象としない施設は除く。

施設所在地の郵便番号
—

大口事業所の個別番号でなく、所在町域・字の番号を記載。
[例] 厚生労働省(東京都千代田区霞が関) × 100-8916 ○ 100-0013

1) 従業者

「常勤」は、精神科の業務に、日に概ね8時間以上、週4日以上勤務を目安とする。
「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

(平成26年6月30日現在)

医 師		うち 指定医		作業療法士		ソーシャルワーカー(社会福祉士を含む)				臨床心理技術者		看護師		准看護師	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

2) 患者数

平成26年6月30日あるいは直前の診療日(1日)の状況を記入。
【平成26年6月30日が休診の場合、直前の診療日(1日)の状況を記入。】
※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

6月30日の精神科外来受診患者の病名内訳

主たる病名が精神保健福祉法第5条の「精神障害者」である者	左記以外の者
実績なし → <input type="checkbox"/>	実績なし → <input type="checkbox"/>

※精神保健福祉法第5条の「精神障害者」
…統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者

3) 外来・訪問診療・往診・訪問看護

平成26年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。
【すべて精神科の人数を記載】
※実績のない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

医療観察法の通院処遇下で通院している対象者も含める。
通院処遇下であっても、精神保健福祉法による入院中の対象者は含めない。

平成26年6月1ヶ月間の外来受診患者数		平成26年6月1ヶ月間の訪問診療		平成26年6月1ヶ月間の往診		平成26年6月1ヶ月間の訪問看護	
実人員	延べ人数	実人員	延べ人数	実人員	延べ件数	実人員	延べ件数
実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>		実績なし → <input type="checkbox"/>	

訪問診療における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者数を計上。

診療報酬上「在宅患者訪問診療料」、「在宅時医学総合管理料」、「特定施設入居時等医学総合管理料」を請求した患者について記載。

診療報酬上「往診料」を請求した患者について記載。

個票20 総数合計 (iii) と一致すること。

診療報酬上「精神科訪問看護・指導料を請求」したものについて記載。

訪問看護における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者数を計上。

26年度
 個票18 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成26年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員	
			うち 平成26年6月1ヶ月間の 新規利用者	
精神科ショート・ケア				
精神科デイ・ケア				
精神科ナイト・ケア				
精神科 デイ・ナイト・ケア				
重度認知症患者 デイ・ケア				

利用実人員の居住地				
在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

26年度
 個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを
 利用した者について、平成26年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成26年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

26年度
 個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

精神科診療所等が、平成26年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、
 精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計	(ijj)										

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

個票17「平成26年6月1ヶ月間の訪問看護実施」実人数(ijj)と一致すること。

個票23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況

都道府県・市コード	
-----------	--

1) 審査会

平成26年6月1ヶ月間「退院請求」事務等

区分	平成26年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成26年6月1ヶ月間「処遇改善請求」事務等

区分	平成26年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成26年度「精神医療審査会」の構成

合議体数	委員総数			
	計	うち 精神障害者の医療に関し学識経験を有するもの	うち 法律に関し学識経験を有するもの	うち その他の学識経験を有するもの

2) 措置入院

① 27条2項に基づく措置入院

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間を計上。
【年度内に診察した件数】

措置診察の実施		措置入院のための移送の実施	措置診察の結果		
1次診察のみ ^(h)	2次診察まで ⁽ⁱ⁾		措置入院 ^(j)	措置以外の入院 ^(k)	入院以外の処遇 ^(m)

第29条の2の第1項に基づく移送を行った人数を計上。
「措置診察の結果」の「措置入院(j)」「措置以外の入院(k)」「入院以外の処遇(m)」の計は、「措置診察の実施」の「1次診察のみ(h)」「2次診察まで(i)」の計に一致する。
 $(j)+(k)+(m)=(h)+(i)$

② 行動制限

※平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間を計上。
【第29条の2の2第3項に基づく行動制限を行った人数を計上】

23条	24条	25条	25条の2	26条	26条の2	26条の3	27条2項

措置入院全体ではなく、
27条2項のみを計上すること。

3) 医療保護入院および応急入院のための移送 (第34条)

指定医の診察		
事前調査件数	移送の実施	行動制限

平成25年4月1日から平成26年3月末までの1年間を計上する。

第34条に基づく移送を行った人数を計上。
第34条4項に基づく行動制限を行った人数を計上。

4) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成26年3月末現在で手帳を所持している者の数を記入。

1級	2級	3級

5) 精神障害者社会適応訓練事業

平成26年6月30日現在

協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数

登録されている協力事業所の総数を記入。

平成25年度

新規利用者数	利用修了者数	利用修了者の状況 ※重複する場合は、主たる状況を優先する。										
		常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明	

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神科ショートケア、デイケア、ナイトケア、デイナイトケア、保健所デイケア等。

※「利用修了者の状況」の常用雇用～不明の計と「利用修了者数」が同数となるよう記入すること。

26年度
 個票24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

都道府県・市コード

平成26年6月1ヶ月分(30日間)の状況を記入。【1級～3級のいずれかの交付者について記入。】
 ※年金証書の写しにより交付したものについては、「年金証書分」として別記する。

疾患名	総数	年齢階級別交付者数											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害												
	覚せい剤による精神及び行動の障害												
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害												
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月1ヶ月分の、交付者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

年金証書分

「年金証書分」は上記総数・合計欄に加算しないこと。

表1. 調査票の新旧対照表(25年度→26年度)

平成25年度個票等名		平成26年度個票等名の変更点	
共通	全個票共通	共通	変更なし
総括表	提出書類件数報告	総括表	
個票1	精神科病院の施設・従事者の状況	個票1	変更なし
個票2	各精神病棟の状況	個票2	変更なし
個票3	各精神病棟の状況(個票2の続き)	個票3	変更なし
個票4	各精神病棟の状況(個票3の続き)	個票4	変更なし
個票5	認知症治療病棟の状況	個票5	変更なし
個票6	応急入院患者の状況	個票6	変更なし
個票7	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	個票7	変更なし
個票8	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票8	変更なし
個票9	精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	個票9	変更なし
個票10	精神科病院在院患者の処遇	個票10	変更なし
個票11	精神科病院在院患者の状況	個票11	変更なし
個票12	在院期間・年齢別の在院患者数	個票12	変更なし
個票13	精神科病院の外来・入院状況	個票13	変更なし
個票14	精神科病院平成24年6月入院患者の状況	個票14	精神科病院平成25年6月入院患者の状況
個票15	平成25年6月1日残留患者の状況	個票15	平成26年6月1日残留患者の状況
個票16	平成25年6月退院患者の状況	個票16	平成26年6月退院患者の状況
個票A	性・年齢・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況	個票A	変更なし
個票B	在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数	個票B	変更なし
個票17	精神科診療所等の状況	個票17	変更なし
個票18	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	個票18	変更なし
個票19	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	個票19	変更なし
個票20	精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	個票20	変更なし
個票21	個票21(精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】)を削除		
個票22	個票22(精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】)を削除		
個票23	精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	個票23	変更なし
個票24	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	個票24	変更なし
コード表	精神科病院		→ 変更なし
	精神科診療所等		→ 変更なし
	個票21, 22の削除に伴い同個票にかかるコード表も削除		

表2. 変更した主な用語(25年度→26年度)

	平成25年度		平成26年度
用語			該当なし

表3. 平成26年度調査項目の主な変更点

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

- [ソーシャルワーカー（社会福祉士を含む）]に精神保健福祉士配置加算を算定する病棟に勤務する精神保健福祉士数を計上する内欄を追加し、該当欄の上部に説明を加えた。

個票12 在院期間・年齢別の在院患者数

- 障害支援区分/程度認定を受けている在院患者数の記入欄を追加し、該当欄の上部に説明を加えた。
- 要介護認定を受けている在院患者数の記入欄を追加し、該当欄の右側に説明を加えた。

個票13 精神科病院の外来・入院状況

- [平成26年6月1ヶ月間の訪問診療]の「実人数」に、精神科重症者早期集中支援管理料を算定する患者数を計上する内欄を追加し、該当欄の下部に説明を加えた。
- [平成26年6月1ヶ月間の訪問看護]の「実人数」に、精神科重症者早期集中支援管理料を算定する患者数を計上する内欄を追加し、該当欄の下部に説明を加えた。

個票17 精神科診療所等の状況

- [平成26年6月1ヶ月間の訪問診療]の「実人数」に、精神科重症者早期集中支援管理料を算定する患者数を計上する内欄を追加し、該当欄の下部に説明を加えた。
- [平成26年6月1ヶ月間の訪問看護]の「実人数」に、精神科重症者早期集中支援管理料を算定する患者数を計上する内欄を追加し、該当欄の下部に説明を加えた。

都道府県・指定都市コード表

別添3

1 北海道	2 青森県	3 岩手県	4 宮城県	5 秋田県	6 山形県	7 福島県	8 茨城県	9 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県			
48 札幌市	49 仙台市	50 さいたま市	51 千葉市	52 横浜市	53 川崎市	54 相模原市	55 新潟市	56 静岡市	57 浜松市
58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市	61 堺市	62 神戸市	63 岡山市	64 広島市	65 北九州市	66 福岡市	67 熊本市

医療機関等コード表についての留意事項

(平成 26 年度 6 月 30 日調査)

1. 指定の記入様式を用いること。
2. 「精神科病院」「精神科診療所等」それぞれの一覧において、コード番号はすべて“1”からの連番で記載すること。
3. 新規の医療機関等は末尾に追加すること。また医療機関等が廃止となった場合、それまでのコード番号は欠番とすること。
4. 新規開設、廃止、欠番、統合、運営主体変更、医療機関等名変更など、状況の変化を記載すること。

<記入例>

● 「精神科病院」一覧

精神科病院

都道府県・市コード番号	H26年コード番号 ※1から通し番号で記載。	病院名 ※大学病院は大学名から記載(〇〇大学△△△附属□□□病院など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※独立行政法人の病院は「独法〇〇病院」などと記載。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他の公立病院は、「〇〇市立△△△病院」、「〇〇組合△△△病院」など地方自治体名を冠して記載。 ※「地方独法〇〇病院」などと記載。 ※「法人△△△会」などを病院名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の病院を有する場合のみ、病院名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および診療所(病院)名が変更の場合は変更前の診療所(病院)名も記載。
		「1」から連番で	医療機関等名称変更の場合、昨年度の医療機関透明を記
68	1	赤田大学医学部付属赤田病院	
68	2	黒田厚生病院	病院名変更 旧黒田更正病院
68	3	白木市立白木病院	
68	4		欠番 旧赤田病院
68	5	緑川病院	
68	6	青島病院	
68	7	黒木病院	新規
		新規開設の場合、末尾に追加し、新規と記入	昨年度以前に廃止され欠番になったコードは、そのまま欠番

● 「精神科診療所等」一覧

精神科診療所等

都道府県・市コード番号	H26年コード番号 ※1から通し番号で記載。	診療所(病院)名 ※大学の診療所(病院)は大学名から記載(〇〇大学△△△附属□□□診療所(病院)など)。また、大学名を略名で記載しない。 ※都道府県立、政令市立、一部事務組合、広域連合、その他の公立診療所(病院)は、「〇〇市立△△△診療所」、「〇〇組合△△△診療所」など自治体名を冠して記載。 ※「法人△△△会」などを診療所(病院)名に冠して記載しない。同じ都道府県・市の中で同名の診療所(病院)を有する場合のみ、診療所(病院)名に続けて括弧書きで法人名を記載。	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況、および診療所(病院)名が変更の場合は変更前の診療所(病院)名も記載。
		「1」から連番で	新たに廃止された場合、昨年度のコードを欠番に
68	1	一の蔵診療所	
68	2	二宮メンタルクリニック	
68	3		廃止 旧三日市診療所
68	4	四谷診療所	
68	5	五木市立五木診療所	
68	6	六本木メンタルクリニック	
68	7	七川医院	新規
		新規開設の場合、末尾に追加し、新規と記入	

平成 26 年度 6 月 30 日調査 電子調査票利用案内【精神科病院のみ】

本調査では、一部の個票について電子調査票を供用しております。電子調査票を利用できる個票は 1～16 および A・B で、精神科病院が対象となります。その他の医療機関等（個票 17～24）は現在のところ対象外です。

電子調査票により、データ入力とエラーチェックが容易になり、事後の照会・訂正作業の大幅な減少が期待されますが、当分は従来通りの個票様式への直接記入も可能とします。

調査依頼・個票様式の配布、個票の回収は、精神科病院を含め、調査対象となる医療機関等に対して例年通り行っていただきますが、精神科病院への依頼については、電子調査票を利用できる旨と利用方法（下記）を、合わせて周知していただくようお願いします。

電子調査票の入手（ダウンロード）

平成 26 年度 630 調査電子調査票は、下記のホームページからダウンロードして入手します。詳細はダウンロード画面の記載事項に従ってください。不正アクセス防止のため、ID、パスワードの入力画面が現れますので、下記をご入力ください。

供用開始後、著しい不具合が発見・報告された場合、状況や対処方法などについて利用者への速やかな連絡が必要なため、電子調査票の利用にはダウンロードページ上での利用者登録が必要です。

ダウンロードページアドレス：<https://cpr38984.securesites.net/H16/index.html>

ID：**** パスワード：*****

電子調査票供用開始日

電子調査票のダウンロードは、平成 26 年 9 月 8 日(水)より可能となる予定です。

報告の方法

報告の際は、電子調査票で所定の操作により A4 用紙に印刷した記入済み個票を、都道府県・指定都市に送付してください。なお、所定の操作でデータをエクスポートした Excel ファイル（個票様式に数値等が入力されたもの）でも提出できます。

電子調査票に関する問い合わせ

電子調査票の作成・運用管理・問い合わせ対応は、(株)山手情報処理センターに業務委託しています。利用に関するお問い合わせ、および不具合のご指摘は、下記へ電子メールまたは FAX にてご連絡ください。確認後、担当者より連絡いたします。

株式会社山手情報処理センター 担当：****

電子メール：***** FAX：*****

※この電子調査票は、(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部が、厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）によって作成したものです。作成者の了解を得ずに改変、加工、配布することはご遠慮ください。

※電子調査票利用案内および電子調査票、ダウンロードページアドレス、パスワード等、電子調査票に関わる情報をホームページ上に掲載しないでください。

精神保健福祉資料

平成 26 年度 6 月 30 日調査の概要

発 行 者 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
発 行 所 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所精神保健計画研究部
〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1
TEL : 042-341-2711 (代) FAX : 042-346-1950
